

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 86

### ◆ 目次

#### 1. 主要トピック

##### 湾岸協力会議（GCC）

- ・湾岸地域の知的財産に関する展望をさらに豊かにする最近の法制改革

##### サウジアラビア

- ・知的財産に関する日本との協力を強化

##### アラブ首長国連邦（UAE）

- ・アジュマン警察が模倣品の自動車用オイルの販売業者を逮捕
- ・知的財産権保護の推進

##### バーレーン

- ・バーレーン企業の商標「Noq」の登録を裁判所が指示

##### トルコ

- ・知財紛争の調停に関するワークショップがイスタンブールで開催

#### 2. 他のトピック

##### アラブ首長国連邦（UAE）

- ・UAE の知的財産保護を世界標準レベルに高める上でドバイ税関が果たす重要な役割
- ・知的財産と特許付与に関する制度面での協力を推進するため、ジュネーブで実施された遺伝資源に関する国際外交会議に UAE が参加
- ・国家登録局（National Registry）の発展の軌跡を総括した経済統合委員会（Economic Integration Committee）が、商標保護強化に向けた UAE の取組を考察
- ・電子タバコとベイプに関わる知的財産権に対する UAE の処遇

##### サウジアラビア

- ・サウジアラビアの大学が X 線フィルムに関する特許を取得
- ・低コストのクリーン水素生産に関するサウジアラビア特許

##### 湾岸協力会議（GCC）

- ・研究開発活動を通じて GCC の製薬・バイオテクノロジー分野の回復力を強化

## トルコ

- ・トルコの統一特許裁判所がもたらす効果
- ・トルコ特許法の重要な発展および将来予測——2024 年
- ・トルコ特許法に規定された Bolar 免責（試験研究に対する特許権の例外規定）の実施に関する新たな視点
- ・意匠センターの産業財産管理能力の向上を目指すトルコ特許商標庁

## パキスタン

- ・パキスタン知的財産機構（IPO-Pakistan）が知的財産権のエンフォースメント調整に関するミーティングを主催

## カタール

- ・知的財産は経済成長の重要なツールとなっている、とカタールが強調

---

## ◆ ニュース

### 1. 主要トピック

#### 湾岸協力会議（GCC）

- ・湾岸地域の知的財産に関する展望をさらに豊かにする最近の法制改革<sup>1</sup>

湾岸協力会議（GCC；Gulf Cooperation Council）を構成する様々な国で適用される知的財産法について重要な改正があった。その焦点となったのは、特許、意匠および商標である。今回の法改正は、手続の簡素化と知的財産権保護の強化を目指して実施された。これらの改正にまつわるサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）およびカタールの最新事情を以下に示す。

#### サウジアラビア：意匠保護期間の延長と商標拒絶手続の改定

サウジアラビアは、国王令 M/45 号（Royal Decree No.(M/45)）により同国の特許・意匠法の重要な改正を行っており、改正法は 2023 年 10 月 3 日付で発効している。この改正で注目すべき変更点は、意匠の保護期間が 10 年から 15 年に延長されたことである。この期間延長によって特に利益を受けるのは、2013 年に登録された意匠である。所定の手数料を支払うことにより、当初の保護期間に新たに 5 年が加算されることになるからだ。

この法改正に加えて、サウジアラビア知的財産総局（SAIP；Saudi Authority for Intellectual Property）が拒絶後の商標出願に対する当局の方針を一新した。これまでは、拒絶査定から 10 日のグレース・ピリオドの間に拒絶された商標を補正するか、拒絶査定に関して審判を請求するかという 2 つの選択肢が出願人に与えられていた。が、新たな方針は、拒絶査定に不服がある場合には直ちに審判請求を行うよう出願人に要求しており、商標の補正という選択肢は排除されている。

---

<sup>1</sup> <https://www.obwb.com/newsletter/recent-legal-reforms-enhancing-the-intellectual-property-landscape-in-the-gcc-countries>

### **アラブ首長国連邦：新たな規則と特許プラットフォーム**

2023 年 11 月、UAE の内閣は 2023 年大臣決定第 112 号（Ministerial Decision No. 112 of 2023）を公布し、特許・実用新案・意匠の出願に関わる手数料の改定に踏み切った。今回の料金改定は 2021 年連邦法第 11 号に関係する手数料を変更するものであるが、前記の決定には新規則の施行と特許プラットフォームの開設が含まれており、それによって UAE の特許登録システムは大幅に強化されることになる。

従来の規則では特許維持年金の支払期限の起算日は出願日とされていたが、新規則によれば、出願人は法的な審査が終了した日から 90 日以内に未納分の年金を支払うことを求められる。この変更により、出願人は法的審査の過程で与えられた利権に基づいて適正な額を支払うことになる。また、新規則の下では、年金の支払義務が発生する前にすべての形式的要件が満たされることが求められる。

### **カタール：GCC 統一商標法を批准**

2023 年 6 月 18 日、カタールの商工大臣は、2023 年法令第 56 号（Decree No.56 of 2023）を公布し、GCC 統一商標法を批准した。2023 年 8 月 10 日から施行されたこの法令は、商標関連手続に課される手数料を地域の標準に合わせて引き上げるとともに、商標関連サービスを強化することを規定している。

このような体制の刷新は、知的財産に関する各国の枠組みの強化を図る湾岸諸国の組織的な取組を反映しており、知財保護と効率性の向上を企業やイノベーターに提供するものとなる。利害関係者が知的財産をめぐる情勢の変化に即応して効果的な舵取りを行うためには、日々進化する規則に関する情報を常に提供することが非常に重要なのである。

## **サウジアラビア**

### **知的財産に関する日本との協力を強化<sup>2</sup>**

サウジアラビア知的財産総局（SAIP）と日本国特許庁（JPO）の間で 2024 年 6 月 2 日に開催された直近のバイ会談を通じて、サウジアラビアと日本は知的財産に関する協力関係をさらに深めた。この会談は、両国が 2019 年に取り交わした協力覚書（MOC）に基づいて企画されたものである。この MOC が当初重視していたのは、特許審査・人材開発・知的財産権に関する啓発活動といった分野での協働プロジェクトの推進であった。

この MOC は今回の会談で更新された。両国間のイノベーションと経済発展の促進を視野に入れ、今回更新された MOC には、知的財産権のエンフォースメント強化を主眼とした構想が新たに盛り込まれた。

---

<sup>2</sup> <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202406/2024060601.html>

## アラブ首長国連邦 (UAE)

### ・アジュマン警察が模倣品の自動車用オイルの販売業者を逮捕<sup>3</sup>

アジュマン警察総司令部は、模倣品の自動車用オイルの製造・販売・保管を行っていたとして容疑者1名を拘束した。これらのオイルにはアジュマン首長国で国際登録されている様々な商標が表示されていた。

アジュマン警察の犯罪捜査課長を務める Ahmed Saeed Al Nuaimi 警視正は、ハミーディヤ警察本署 (Hamidiya Comprehensive Police Station) に提出された1件の調査報告書に関する情報を明らかにした。この報告書には、新産業地区 (New Industrial Area) のとある倉庫が模倣品の自動車用潤滑油の違法な製造、包装、保管および販売に携わっていることが記載されていた。

この報告書を入手した警察は、犯罪捜査課のメンバーから成る特命チームを編成した。特命チームはあらゆる法的規範を厳守しつつ問題の施設の強制捜査を実施した。この捜査の結果、複数の合法的な企業の名称を表示した偽ブランドオイルが大量に押収された。この押収を受けて更なる捜査活動が行われ、市警察本署が捜査中の別の関連事案に関与していた被疑者が特定され、首長国内に所在する同人の住所も確認された。

家宅搜索令状が発行された後、警察官が被害者の住居の捜査を行った。家宅搜索により、模倣品の自動車用オイルの在庫が相当量発見された。当局の尋問を受けた被疑者は、定評あるブランド名を奉持することで消費者を欺罔して違法な利益を得ようとする意図から、世界的に有名な複数のブランドの空き容器に自社製のオイルを充填していたことを自白した。

この件についてアジュマン検察局は正式な刑事訴訟手続を開始している。被疑者は容疑を認めており、一連の司法審査を経て起訴されるまで拘留されることになっている。

### ・知的財産権保護の推進<sup>4</sup>

UAE 経済省 (Ministry of Economy) は、デジタル空間で創造された著作物に関する知的財産権の保護を目的とする新たなメカニズムの実装に成功したとの発表を行った。この構想は、UAE 電気通信デジタル規制局 (TDRA ; Telecommunications and Digital Government Regulatory Authority) との連携によって発足したもので、「InstaBlock」と呼ばれる新たな機構を売り物にしている。これは、知的財産権の侵害報告に直ちに対応する仕組みである。

<sup>3</sup> <https://www.albayan.ae/uae/news/2024-06-27-1.4895790>

<sup>4</sup> <https://www.moec.gov.ae/en/-/ministry-of-economy-introduces-new-mechanism-to-strengthen-the-protection-of-ip-rights-for-creative-works-in-collaboration-with-tdra>  
<https://enews.alwast.net/arabnews/uae-shuts-down-over-1000-illegal>  
<https://gulfnews.com/business/markets/uaes-zero-tolerance-on-copyright-violations-pays-off-with-instablock-1.1717131024058>  
<https://www.moec.gov.ae/en/-/ministry-of-economy-announces-outcomes-of-the-implementation-of-new-mechanism-for-ip-rights-protection-of-creative-works-in-digital-space>

同省は知的財産権を侵害した 1,117 のウェブサイトをブロックし、デジタル・エンターテインメントを提供する数多くのプラットフォーム（Abu Dhabi Media Network、MBC、OSN Network、BeIN メディアグループ等）の権利を保護している。

次官補佐として経済省の知的財産部門を担当する Abdulrahman Hassan Al Muaini 氏が力説するところでは、この機構は知的財産権の法的保護を強化するだけでなく、知的財産の尊重とコンテンツへの合法的なアクセスに関して公衆を啓発する手段ともなる。この新たな機構には、「LiveBan」と呼ばれる即時サービスが含まれている。このサービスは、生配信中に発生した著作権侵害に関する苦情を処理し、知的財産法の迅速かつ効果的なエンフォースメントを保証するものである。

上記の構想は、UAE におけるイノベーションと創造性を促進し、クリエイティブ経済の世界的な拠点とすることを目指して考案された 11 の統一的な構想から成るより大きな知財システムの一部である。このシステムは、クリエイター、起業家、イノベーターのためにセキュアで刺激的な環境を創出し、今後 50 年間にわたって国家の GDP と自国の経済成長に貢献することを目指している。

## バーレーン

### ・バーレーン企業の商標「Noq」の登録を裁判所が指示<sup>5</sup>

バーレーン企業の商標「Noq」（ラクダを意味する語）の登録を拒絶した産業商務省（Ministry of Industry and Commerce）の決定を高等行政裁判所（High Administrative Court）が覆したことは、注目すべき法的勝利である。同裁判所は同省に対し、同社の社名の登録と本件訴訟に係る諸経費および裁判費用の支払を命じた。

この訴訟で企業側の代理人を務めた Ibtisam Al Sabbagh 弁護士之言によれば、依頼人の企業は商標「Noq」を所有しており、「商品および役務の分類」に基づいて当該商標の登録を申請していた。産業商務省は当初、当該商標は記述的であって識別性に欠けるという理由で出願を拒絶した。「Noq」はこの種の食肉製品を表す一般的な名称だからである。同省はさらに、出願人の商標が 2014 年商標法（2014 年法律第 6 号）の第 3 条(1)に抵触するとも述べている。

出願人の最初の審判請求は却下されたが、同社はこの件について裁判で争う道を選んだ。GCC 商標法の第 2 条は、商標に含まれる要素として、商品または役務の識別に使用される名称、記号、画像その他の識別性を有する要素等を認めている、と Al Sabbagh 弁護士は強調する。

同弁護士の主張によれば、商標「Noq」はすでにサウジアラビア、クウェートおよびオマーンで登録されており、ラクダの画像を特徴とする似たような商標が過去にバーレーンで登録された事実もあるという。裁判所はこれに同意し、当該商標の独創的な特徴はその書体、意匠、ラクダの画像に由来すると指摘した上で、これらの要素によって当該商標は識別力を有しており、消費者に誤認を生じさせるとは考えにくいとの判断を示した。

---

<sup>5</sup> <https://www.newsofbahrain.com/bahrain/100258.html>

当該商標の登録可能性を示す証拠として裁判所が強調したのは、この商標がすでにいくつかの GCC 加盟国で登録を認められているという事実であった。さらに、産業商務省が過去に同様の商標の登録を認めていたという事実も、商標「Noq」の登録を支持している。

産業商務省の判断は健全な法的・事実に基づいていないと結論した裁判所は同省の拒絶査定を無効とし、登録手続の続行を許可するとともに、本件の訴訟に関係する料金および費用の支払を同省に命じた。

## トルコ

### ・知財紛争の調停に関するワークショップがイスタンブールで開催<sup>6</sup>

2024 年 5 月 9 日、知的財産紛争の調停に着目した重要なワークショップがイスタンブールで開催された。このイベントは、トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）、WIPO 仲裁調停センター、トルコ司法学会の三者による協力活動の一環として開催されたものである。

ワークショップの開催場所はイスタンブール商工会議所（Istanbul Chamber of Industry）の集会場で、イベントの冒頭を飾る開会の挨拶を述べたのはトルコ特許商標庁の長官で大学の教授資格を有する M. Zeki Durak 氏、WIPO の Marco Aleman 事務局長補、イスタンブール商工会議所の Hasan Çoban 副会頭であった。

M. Zeki Durak 氏は自らの講演の中で産業財産権の重要性を力説し、トルコにおける有効な産業財産登録の件数は 200 万を超えていると述べた。国際競争を勝ち抜くための重要なツールとして産業財産権が果たす役割を同氏は強調している。Durak 氏も同様に、トルコ特許商標庁が WIPO などの国際機関と緊密に連携していること、裁判所、法律専門家、弁理士、研究者といった関係者とも協力関係を保っていることを強調した。

「今回のワークショップは、知的財産に関する堅牢な枠組みをトルコに構築しようという我々の真摯な取組を示す良い例です」と Durak 氏は語っている。「こうした取組こそ、トルコ特許商標庁と WIPO が 2023 年に取り交わした了解覚書（MOU）の主要な要素なのです」

今回のワークショップでは、以下のような内容の濃い講義が数多く提供された。

- 裁判外紛争処理手続による知財・技術関連の紛争解決
- トルコにおける知財紛争の調停：概説
- WIPO 調停規則に基づく調停の実施と事例研究
- これらの講義は、知財紛争の有効な解決手段としての調停の利用について貴重な洞察を与えてくれる。調停の活用は、国際的なベスト・プラクティスに合致するとともに、トルコにおける知財紛争解決の効率を向上させてくれる。

---

<sup>6</sup> <https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/workshop-on-mediation-of-intellectual-property-ip-disputes>

今回のイベントでは、知的財産法の分野における調停の重要性が次第に高まっていることが強調され、弁理士、法人の法務部門、知財専門家といった関係者に対しては実践的な指針が示された。このワークショップは、裁判外紛争処理手続を推進することによって裁判所の負荷を軽減し、複雑な知財紛争のより迅速かつ友好的な解決が容易になる。

知財に関する利害の衝突を解決する方法として次第に調停が好まれるようになってきたため、今回のワークショップは、トルコにおける知的財産の在り方を強化し、世界市場におけるトルコの競争力の維持を保証するための重要な一歩となった。

## **2. 他のトピック**

### **アラブ首長国連邦（UAE）**

- ・ UAE の知的財産保護を世界標準レベルに高める上でドバイ税関が果たす重要な役割

<https://www.globaltrademag.com/dubai-customs-key-role-in-elevating-uaes-intellectual-property-protection-to-global-standard/> (2024 年 5 月 28 日)

- ・ 知的財産と特許付与に関する制度面での協力を推進するため、ジュネーブで実施された遺伝資源に関する国際外交会議に UAE が参加

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-participates-in-international-diplomatic-conference-on-genetic-resources-in-geneva-to-promote-cooperation-in-ip-patent-granting-systems> (2024 年 5 月 29 日)

- ・ 国家登録局（National Registry）の発展の軌跡を総括した経済統合委員会（Economic Integration Committee）が、商標保護強化に向けた UAE の取組を考察

<https://www.moec.gov.ae/en/-/economic-integration-committee-reviews-progress-of-national-registry-discusses-uae-s-endavours-in-enhancing-trademark-protection> (2024 年 6 月 3 日)

- ・ 電子タバコとベイブに関わる知的財産権に対する UAE の処遇

<https://www.twobirds.com/en/insights/2024/uae/intellectual-property-in-ecigarettes-and-vapes-in-the-uae> (2024 年 6 月 13 日)

### **サウジアラビア**

- ・ サウジアラビアの大学が X 線フィルムに関する特許を取得

<https://www.arabnews.com/node/2536751/saudi-arabia> (2024 年 6 月 24 日)

- ・ 低コストのクリーン水素生産に関するサウジアラビア特許

<https://english.aawsat.com/business/4518356-saudi-patent-clean-hydrogen-production-reduced-cost? wrapper format=html&page=2> (2024 年 6 月 2 日)

### **湾岸協力会議（GCC）**

- ・ 研究開発活動を通じて GCC の製薬・バイオテクノロジー分野の回復力を強化

<https://www.us.jll.com/en/trends-and-insights/investor/enhancing-resilience-in-gcc-pharma-and-biotech-through-r-and-d> (2024 年 5 月 30 日)

## トルコ

- ・トルコの統一特許裁判所がもたらす効果

[https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=45428ca2-f1c3-4397-832a-178755f8d691&utm\\_source=Lexology+Daily+Newsfeed&utm\\_medium=HTML+email+-+Body+-+General+section&utm\\_campaign=Lexology+subscriber+daily+feed&utm\\_content=Lexology+Daily+Newsfeed+2024-06-06&utm\\_term=](https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=45428ca2-f1c3-4397-832a-178755f8d691&utm_source=Lexology+Daily+Newsfeed&utm_medium=HTML+email+-+Body+-+General+section&utm_campaign=Lexology+subscriber+daily+feed&utm_content=Lexology+Daily+Newsfeed+2024-06-06&utm_term=) (2024 年 6 月 2 日)

- ・トルコ特許法の重要な発展および将来予測——2024 年

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=64b046a3-5c78-446e-88b6-f9eccdbefbae> (2024 年 6 月 2 日)

- ・トルコ特許法に規定された Bolar 免責（試験研究に対する特許権の例外規定）の実施に関する新たな視点

<https://www.mondaq.com/turkey/patent/1475188/a-new-slant-on-the-implementation-of-the-bolar-exemption-in-turkish-patent-law> (2024 年 6 月 6 日)

- ・意匠センターの産業財産管理能力の向上を目指すトルコ特許商標庁

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/turkpatent-tasarim-merkezlerinin-sinai-mulkiyet-kapasitelerini-gelistirmeyi-hedefliyor> (2024 年 6 月 11 日)

## パキスタン

- ・パキスタン知的財産機構（IPO-Pakistan）が知的財産権のエンフォースメント調整に関するミーティングを主催

<https://www.radio.gov.pk/08-06-2024/ipo-pakistan-hosts-meeting-on-ipr-enforcement-coordination> (2024 年 6 月 7 日)

## カタール

- ・知的財産は経済成長の重要なツールとなっている、とカタールが強調

<https://menafocus.qa/qatar-stresses-intellectual-property-has-become-significant-tool-for-economic-growth/> (2024 年 6 月 4 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 86

[著者]

Saba Intellectual Property

**SABA**  
INTELLECTUAL  
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2024 年 7 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。